

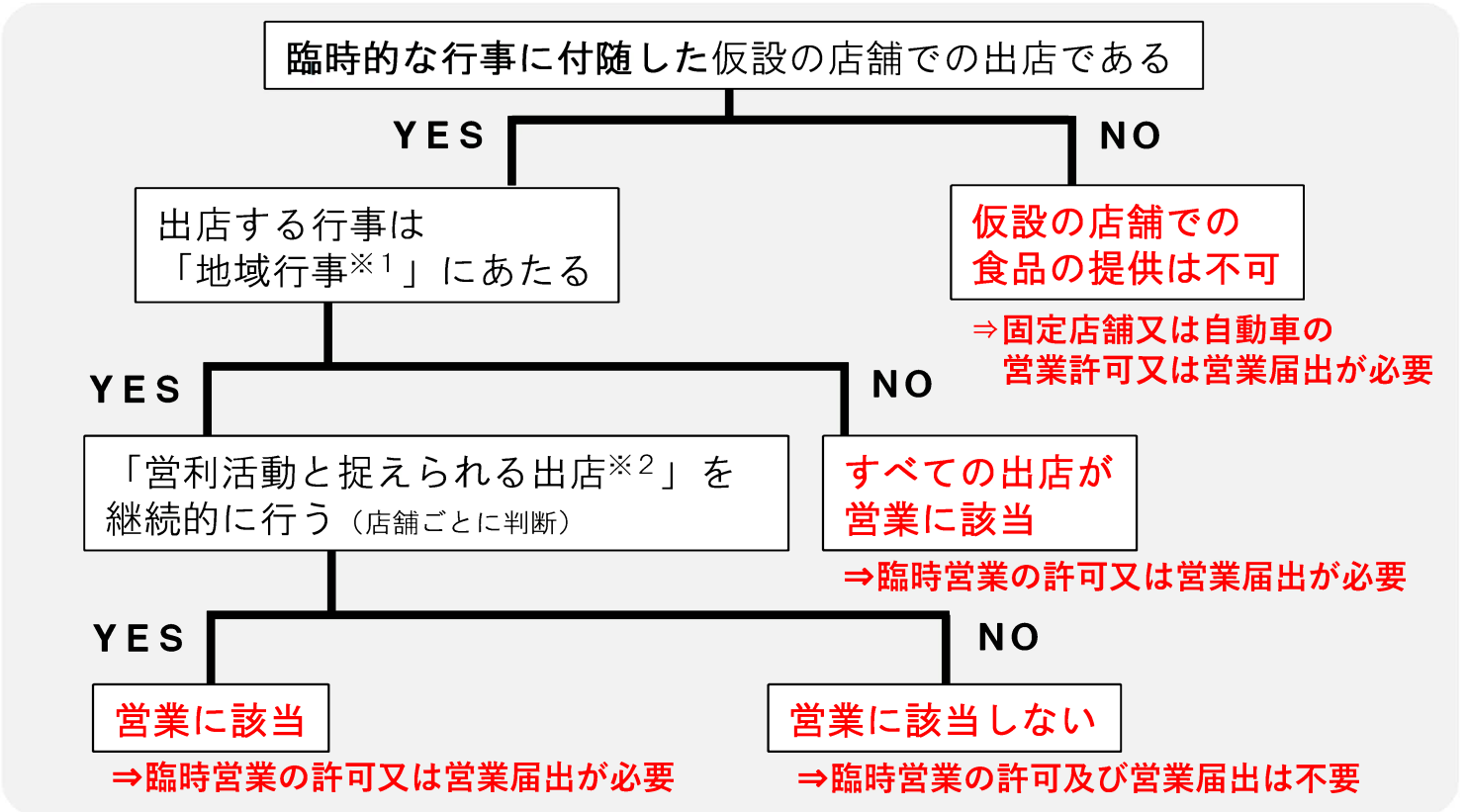
行事における食品提供の取扱いが変わります ～仮設の店舗に営業許可・届出制度が導入されます



- 飲食店営業のうち「行事における屋台等の仮設の店舗の施設基準」が神奈川県条例で定められました（令和4年6月1日施行）。
- 営業者は、施設（屋台等）ごとに営業許可又は営業届出が必要になります。
- 仮設の店舗での飲食店営業は、**臨時的な行事に付随する範囲**で出店可能です。

□ 行事出店における営業許可・届出の要否について

・出店者は、以下のフローチャートにより出店が営業にあたるかを判断してください。



※1 地域行事（行事の日数は1回当たり3日以内、回数は年4回以内）

- ① 学校・幼稚園・保育所、児童館、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設・医療機関におけるバザー、祭り、餅つき（施設内や地域との交流を目的としたものに限る。）
- ② 町内会・自治会・マンション管理組合によるバザー・祭り・餅つき（居住者の交流を目的としたものに限る。）
- ③ ②以外の地域の団体等による地域住民同士の交流や団体の活動理念の普及を目的としたもの（その団体等の所在地や活動範囲で行われるものに限る。）
- ④ 神社・仏閣の縁日・祭礼（参拝客へのもてなしとして無償・実費程度で甘酒や餅をふるまうものに限る。）
- ⑤ 商店街における祭り（商店街への集客を目的としたものを除く。）
- ⑥ 市による市民祭、区民祭、花火大会のほか、産業振興、文化芸術振興、社会福祉振興を目的とした祭り（市が主催、共催又は事務局を担当するもの及び市有施設の指定管理者等が開催するものに限る。）
- ⑦ 生産者団体による市内農業の活性化を目的としたもの（採取品の直売に限る。）
- ⑧ 企業の敷地内での祭り（企業の従業員等が地域住民をもてなすために調理するものに限る。）

※2 営利活動と捉えられる出店

- ①同様の形態で複数の行事に出店する
- ②施設の屋号を掲げる
- ③主催者から礼金・委託金等の出店に伴う対価を得る 等の出店形態

□ 行事の主催者・出店者の方が必要なこと

主催者

- ① 保健所（区役所衛生課）に事前相談する。
行事内容の公表や出店者を決定する前に相談し、事前に留意点等の説明を受けます。
※当初の計画どおりの内容で行事を開催できない場合もあります。
- ② 出店概要書を取りまとめる。
品目・調理内容等を出店概要書に記載し、主催者宛て提出させます。
※営業にあたる出店者については、営業許可を受けている又は営業を届け出ていることを確認してください。
- ③ 保健所（区役所衛生課）に行事開催届を提出する。
出店概要書に記載の品目・調理内容について指導が入ることがあります。
- ④ 保健所（区役所衛生課）からの指導を出店者に伝える。

営業にあたる出店者

- ① 行事出店までに、営業許可を受ける又は営業を届け出る。
現地調理の有無等により必要な手続きが異なりますので、十分な余裕をもって、保健所（区役所衛生課）に事前相談をしてください。
- ② 食品衛生責任者（要資格）を選任する。
資格：調理師などの資格のほか、食品衛生責任者養成講習会の受講でも可
- ③ 行事の主催者に出店概要書を提出する。
品目・調理内容等を出店概要書に記載し、主催者宛て提出します。
※営業許可が必要な営業者は、営業許可書の写しの添付が必要です。
申請中などの理由で添付できない場合は、その旨を記載し、行事当日までに、営業許可を受けた旨を、主催者宛て報告してください。
- ④ 「HACCPに沿った衛生管理」を行う。
事前に衛生管理計画を定め、営業ごとに計画通りに実施したかを記録します。

営業にあたらぬ出店者

- ① 行事の主催者に出店概要書を提出する。
品目・調理内容等を出店概要書に記載し、主催者宛て提出します。
- ② 保健所（区役所衛生課）の指導のもと、衛生的に食品を提供する。
出店概要書に記載の品目・調理内容について指導が入ることがあります。

□ 詳しくは「行事における食品提供の手引き」をご覧ください

問合せ先（施設の保管場所や行事の開催場所を所管する区役所衛生課）

| | | | |
|---|------------------|------------------|------------------|
| 川崎区 044(201)3221 | 幸 区 044(556)6683 | 中原区 044(744)3273 | 高津区 044(861)3323 |
| 宮前区 044(856)3272 | 多摩区 044(935)3308 | 麻生区 044(965)5164 | |
| 健康福祉局保健医療政策部中央卸売市場食品衛生検査所（北部市場内施設） 044(975)2245 | | | |